

## ■災害特例措置の実施内容

東日本大震災など災害により被害を受けたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

日本政策金融公庫(国民生活事業)では、次の災害により被害を受けられ、り災証明書等(注1)をお持ちの方に対して「災害特例措置」を実施しています。

(平成23年10月4日現在)

災害名	実施内容	取扱期間(注2)	備考
東日本大震災	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成24年3月31日まで	※貸付利率の引き下げは、平成23年3月11日以降のご融資実行分についてお取扱になります。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内		
	③貸付利率の引き下げ:通常の利率より0.4%引き下げ(母子家庭の方は母子家庭の方の利率から0.4%引き下げ)		
平成23年台風第12号	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成24年8月28日まで	※貸付利率の引き下げは、三重県熊野市及び南牟婁郡紀宝町、奈良県吉野郡天川村及び十津川村並びに和歌山県田辺市、新宮市、日高郡日高川町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び古座川町の区域内に居住している方を対象に、平成23年8月29日以降のご融資実行分についてお取扱になります。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内	平成24年3月25日まで	
	③貸付利率の引き下げ:通常の利率より0.4%引き下げ(母子家庭の方は母子家庭の方の利率から0.4%引き下げ)		
平成23年7月24日から8月1日までの間の豪雨	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成24年7月23日まで	※貸付利率の引き下げは、福島県南会津郡只見町及び大沼郡金山町の区域内に居住している方を対象に、平成23年7月25日以降のご融資実行分についてお取扱になります。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内	平成24年3月8日まで	
	③貸付利率の引き下げ:通常の利率より0.4%引き下げ(母子家庭の方は母子家庭の方の利率から0.4%引き下げ)		
平成23年台風第15号	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成24年9月20日まで	
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内		
鹿児島県奄美地方における豪雨	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成24年9月24日まで	
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内		

(注1)り災証明書等を確認させていただいた結果、お取扱できない場合があります。

(注2)取扱期間は、同日までのご融資実行分について適用となります。